



税のお知らせ

軽自動車税の減免

対象 障害者手帳等をお持ちの方のために使用される軽自動車等で、一定の要件を満たす場合
 ※昨年度軽減を受けている方で、障害者手帳等をお持ちの方や運転者の方に変更のない方は提出不要

申請に必要な書類等

(未納の) 納税通知書・運転者の運転免許証・障害者手帳等・申請者の身分を証明できるもの

用 5月初旬発送の軽自動車税納税通知書到着後、必ず納期限(5月31日(火))までに市民税課または、

吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課へ申請してください。

※昨年度、軽減を受けていた方も、買い替え等により軽自動車を廃車された方、障害者手帳等をお持ちの方や運転手の方に変更がある場合は改めて申請をする必要があります。

問 市民税課 ☎ 22-2209

税務関係証明書請求時の身分確認書類について

所得課税証明書、評価証明書、納税証明書など税務関係証明書の請求の際には、本人確認のため、マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など**官公署が発行した顔写真付きの身分証明書が必要**です。

お持ちでない方は、事前にお問い合わせください。

問 市民税課 ☎ 22-2209

資産税課 ☎ 25-6076

収納課 ☎ 22-2210

令和4年度の

所得課税(非課税)証明書は6月1日(水)から交付します

本人と同一世帯以外の方が申請する場合は委任状が必要です。

問 市民税課 ☎ 22-2209

吉田・大滝・荒川総合支所税務担当

吉田 ☎ 77-11113

大滝 ☎ 55-0101

荒川 ☎ 54-21111

スマートフォンで

「納税」

できます！



スマートフォン決済アプリ(無料)を利用し、納付書に印刷されているコンビニ収納用バーコードを読み取ることで、市税等の納付ができます。

対象税目

- ・市県民税(普通徴収分)
- ・固定資産税・都市計画税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税

利用可能なスマートフォン決済サービス

- ・ Pay B
- ・ Pay Pay 請求書払い
- ・ LINE Pay 請求書払い
- ・ 楽天銀行コンビニ支払サービス
- ・ Fami Pay 請求書払い

納付手続きに必要なもの

- ・ コンビニ収納用バーコードが印刷された納付書
- ・ スマートフォン(タブレット端末も可)
- ・ スマートフォン決済アプリ等

※利用方法は、各アプリで異なります。詳しくは各アプリ公式HPをご確認ください。

ご利用の際の注意事項

- ・ 領収証書は発行されません。領収証書や軽自動車税納税証明書(車検用)を必要とする場合は、納付書裏面記載の金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください。
- ・ 金額を訂正した場合やバーコードの印字がない(金額が30万円を超えるもの)、読み取りができない場合は利用できません。
- ・ 納付書のバーコードの使用期限を過ぎると利用できません。
- ・ 決済手数料は無料です。ただし、利用にかかるパケット通信料はご本人負担となります。

その他

市税等の納期は、市報4月号16ページをご確認ください。

問 収納課 ☎ 22-2210

軽自動車税を口座振替で納めている方へ

5月31日(火)の納期限から6月上旬に軽自動車税納税証明書(車検用)を申請する場合には、申請の際に、軽自動車税の引き落とし額を記帳した通帳をお持ちください。

軽自動車税納税証明書(車検用)の発行には、軽自動車税を納めたことを確認する必要がありますが、金融機関から市へ引き落としの報告が届くまでの間、納税の確認ができません。納税の確認ができない場合、納税証明書(車検用)を発行することができませんので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、口座振替で納税した方には、6月中旬に納税証明書を郵送します。

市税等の納付は口座振替が便利！

市税等(市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)は、口座振替による納付をお勧めしています。

問 収納課 ☎ 22-2210

児童手当制度のご案内

6月1日より一部制度が改正されます

この制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定と児童の健全な育成および資質の向上を図るためのものです。

児童手当を受けるためには、申請が必要です。申請が遅れますと遅れた月分の手当が受けられなくなり、ご注意ください。

支給対象

生まれた日の翌月から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。（所得制限あり）

【改正点①】

特例給付対象者のうち、その者の所得が所得上限額を超える場合、支給資格が消滅します。

※公務員の方は、勤務先からの支給支給月額

3歳未満

一律 15,000円

3歳以上小学校修了前

第1・2子 10,000円

第3子以降 15,000円

※第3子以降とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のうち、3番目以降をいいます。

中学校修了前
一律 10,000円
所得制限額以上所得上限額未満の場合、特例給付として
一律 5,000円

支給時期

毎年6月・10月・2月にそれぞれ前月分まで（4か月分）が支払われます。

現況届の提出

【改正点②】
手当を受給している方には毎年6月中に現況届の提出を求めていましたが、公簿等で6月1日の状況を確認することができる場合、現況届の提出が不要となります。

ただし、次の場合に該当する方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ・ 3歳未満の児童を養育している方
- ・ 住民票上、児童と別居している方
- ・ 子以外の児童を養育している方
- ・ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・ 施設等受給者
- ・ その他、市から提出の案内があった方

該当する方にはご案内を郵送しますので、内容確認の上、提出してください。

問 とも課 ☎ 25-5206

吉田 大滝・荒川総合支所市民福祉課

吉田 ☎ 72-6082

大滝 ☎ 55-0865

荒川 ☎ 54-2116

過疎地域における固定資産税の課税免除

「秩父市過疎地域持続的発展計画」で産業振興促進区域に指定された地域において、一定要件を満たす固定資産（土地、家屋および償却資産）について課税免除の適用を受けることができます。

対象者

青色申告書を提出する個人または法人

対象地域

吉田・大滝地域全域

対象業種

- ・ 製造業
- ・ 情報サービス業等
- ・ 農林水産物等販売業
- ・ 旅館業（下宿営業を除く）

主な要件

- ・ 家屋（事業用家屋）、償却資産（機械および装置）

令和3年4月1日以降に取得した直接事業の用に供するもので、取得価額が

表の要件を満たすもの

対象業種	個人または資本金の額等が5,000万円以下の法人	資本金の額等が5,000万円超1億円以下の法人	資本金の額等が1億円超の法人
	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業	500万円以上	1,000万円以上※ 500万円以上

※資本金額が5,000万円を超える法人は、新設または増設に限る

・ 土地
上記の家屋の直接事業に供する敷地部分（取得日から1年以内に家屋が着工された場合に限る）

適用期間 新たに課税することとなる年度から3年度間

申請方法

固定資産税課税免除申請書等を資産税課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課窓口まで提出してください。様式は、資産税課☎からダウンロードできます。

申請期限 原則取得した次の年の1月31日まで（令和3年4月1日から令和4年1月1日の間に取得した場合は、お問い合わせください）

無料でご覧になれます 土地・家屋縦覧帳簿

●令和4年度の土地・家屋にかかる固定資産税は、令和4年1月1日現在の状況によって課税されます。令和4年度の固定資産税納税者の方が土地・家屋縦覧帳簿を縦覧でき、自らの土地・家屋の評価額等が適正であるか、他と比較できます。

とき 5月31日(火)まで

ところ 資産税課または吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課

※縦覧できる内容や必要な書類等はお問い合わせください。

●固定資産税の納税通知書（納付書）を、4月中旬に発送しました。

問 資産税課 ☎ 25-6076

※土地・家屋縦覧帳簿とは？

土地・家屋の地目や構造、面積、評価額などを、地区別、所在地順に記載したもののこと